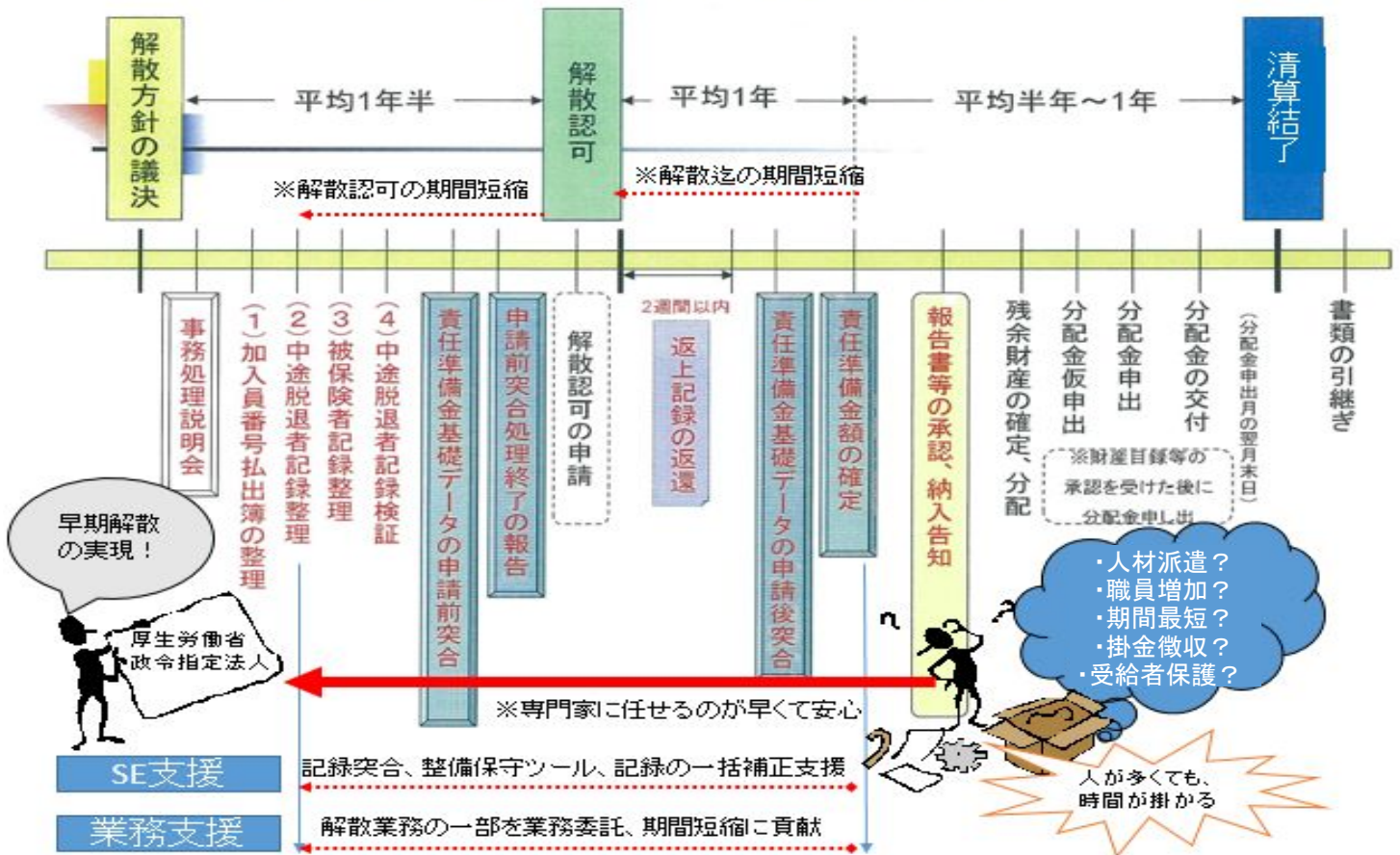


H26.4 以降 解散基金事務の流れ



平成26年4月に施行された、「厚生年金基金制度の改正法」を受けて、基金事務局の皆様方におかれましては、従来の業務の範囲のみであれば、総幹事への業務委託分と基金事務局との業務連携のみで対応できましたが、従来業務を実施しながら、記録整備業務、解散実務、加入事業所への対応、加入員・受給者への情報開示と同意の対応、国からの記録の回答に伴う、事業所への問合せならびに掛金徴収への対応等を、基金事務局が全て対応していく必要があります。

派遣事務員を投入したとしても実務面のフォローに時間が掛かるばかりで、時間とコストが掛かり、その業務量の増大により、基金事務局の皆様方のご負担が膨らむ事が想定されます。

弊社は、厚生労働大臣により、企業年金連合会以外で、総幹事と同様に業務委託できる政令指定法人として、正式に指定された法人(指法第33号)です。総幹事ができない、基金事務局の業務の一部についても、業務委託ができる法人です。

総幹事を変更することなく、業務委託先として総幹事以外に、弊社(指定法人)へ業務を委託することができます。基金事務局の、解散業務支援全般について、ご相談を受け賜っております。

平成26年4月以降の実績



特例解散 3 基金



通常解散 8 基金



代行返上 1 基金

詳細についてはお問い合わせください

※FAXにてお問い合わせください

FAX:03-5291-1472 担当: 橋本

貴基金名	ご担当者名
	電話番号
ご住所	
お問い合わせ 其他要望・質問等	
<input type="checkbox"/> 資料請求 <input type="checkbox"/> 説明に来て欲しい	

